

令和5年6月1日

公共建設発生土処理に係る特記仕様書

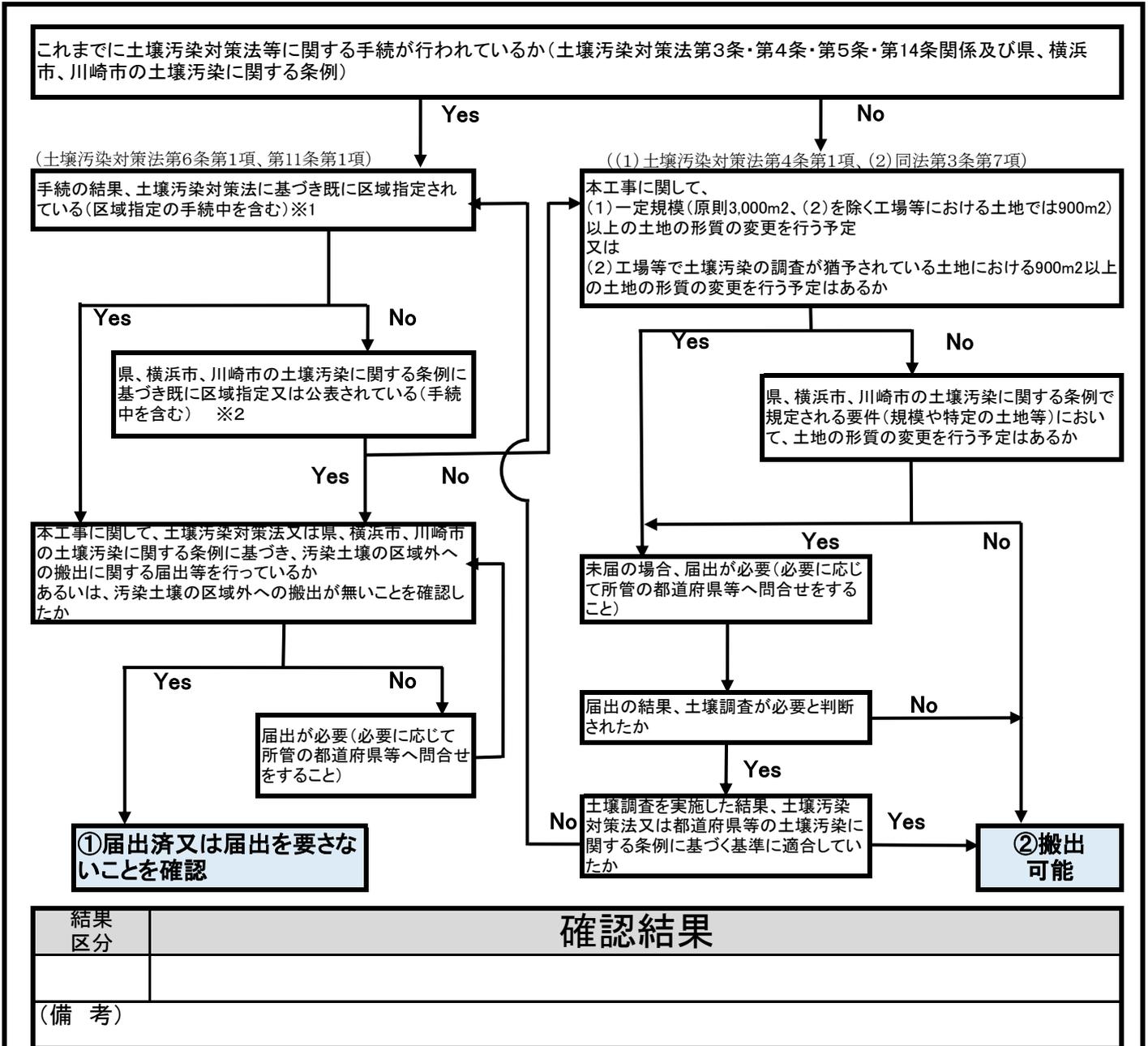
厚木市が発注する工事から発生する建設発生土については、下記により処理すること。

- 1 受注者は、自ら選定した仮置場に建設発生土を搬入する場合は、事前に仮置場確認届を提出すること。
- 2 受注者は、「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づく再生資源利用促進計画書(以下、計画書)及び、再生資源利用促進実施書(以下、実施書)を提出すること。
 - (1) 体積が 500 m³以上である建設発生土を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合、受注者は監督員が記載した土壌汚染対策法等手続の確認フロー(以下、確認フロー)及び再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票(以下、確認結果票)を確認し、確認結果票を作成すること。
 - (2) 受注者は、計画書及び確認結果票を施工計画書に添付するとともに、監督員に提出して説明すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
 - (3) 受注者は、(1)で作成した内容に変更が生じた場合、速やかに計画書及び確認結果票を変更するものとし、その内容を発注者に速やかに報告すること。また、建設発生土を運搬する者に計画書及び確認結果票を通知し、監督員が求めた場合は通知結果を提示すること。
 - (4) 受注者は、計画書及び確認結果票を公衆の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
 - (5) 受注者は、計画書・確認結果票・確認フロー・実施書を工事完成日から5年間保存すること。
 - (6) 受注者は、建設発生土を計画書に記載した搬出先に搬出した場合、搬出先の管理者に対し、受領書(別紙「参考様式」)の交付を求めること。

また、交付を受けた場合は、計画書に記載した内容と一致するか確認するとともに当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存すること。

なお、監督員が求めた場合は提示すること

土壌汚染対策法等手続の確認フロー



【補足事項】

- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNoの矢印)を太線にすること。
- ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
- ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
- ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
- ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx
- ※1 土壌汚染対策法に関する政令10市(横浜・川崎・相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の区域指定状況については各市HPを参照すること。
- ※2 県条例に関する権限移譲8市(相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の公表については各市HPを参照すること。それ以外は、県HPを参照すること。
 横浜市・川崎市条例に関することについては各市HPを参照すること。
 〈県〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例
 〈横浜市〉横浜市生活環境の保全等に関する条例
 〈川崎市〉川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

土壌汚染対策法等手続の確認フロー

記入例

これまでに土壌汚染対策法等に関する手続が行われているか(土壌汚染対策法第3条・第4条・第5条・第14条関係及び県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例)

Yes

No

(土壌汚染対策法第6条第1項、第11条第1項)

手続の結果、土壌汚染対策法に基づき既に区域指定されている(区域指定の手続中を含む)※1

Yes

No

県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例に基づき既に区域指定又は公表されている(手続中を含む) ※2

Yes

No

本工事に、土壌汚染対策法又は県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例に基づき、汚染土壌の区域外への搬出に関する届出等を行っているか
あるいは、汚染土壌の区域外への搬出が無いことを確認したか

Yes

No

届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)

①届出済又は届出を要さないことを確認

((1)土壌汚染対策法第4条第1項、(2)同法第3条第7項)

本工事に、
(1)一定規模(原則3,000m²、(2)を除く工場等における土地では900m²)以上の土地の形質の変更を行う予定
又は
(2)工場等で土壌汚染の調査が猶予されている土地における900m²以上の土地の形質の変更を行う予定はあるか

Yes

No

県、横浜市、川崎市の土壌汚染に関する条例で規定される要件(規模や特定の土地等)において、土地の形質の変更を行う予定はあるか

Yes

No

未届の場合、届出が必要(必要に応じて所管の都道府県等へ問合せをすること)

届出の結果、土壌調査が必要と判断されたか

Yes

No

土壌調査を実施した結果、土壌汚染対策法又は都道府県等の土壌汚染に関する条例に基づく基準に適合していたか

Yes

②搬出可能

結果区分	確認結果
②	手続確認済(搬出可能)
(備考)	

監督員が記載

【補足事項】

- ・ フローのうち該当する箇所(Yes又はNoの矢印)を太線にすること。
- ・ 本フローは確認結果票とともに記録・保存すること。
- ・ 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる。
- ・ 結果区分が②の場合には、搬出にあたって土砂検定試験の実施など受入条件に従うこと。
- ・ 詳細は「確認結果票作成にあたっての解説(土壌汚染対策法等の手続き確認等編)」を参照すること。
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001609955.xlsx

※1 土壌汚染対策法に関する政令10市(横浜・川崎・相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の区域指定状況については各市HPを参照すること。

※2 県条例に関する権限移譲8市(相模原・横須賀・平塚・藤沢・小田原・茅ヶ崎・厚木・大和)の公表については各市HPを参照すること。それ以外は、県HPを参照すること。

横浜市・川崎市条例に関することについては各市HPを参照すること。

〈県〉神奈川県生活環境の保全等に関する条例

〈横浜市〉横浜市生活環境の保全等に関する条例

〈川崎市〉川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

工事名	
元請建設工事事業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策等の手続確認結果

工区等	結果区分	確認結果

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票

記入例

工事名	
元請建設工事業業者等	
作成・更新年月日	

土砂の搬出に係わる土壌汚染対策法等の手続確認結果

受注者が記載

工区等	和采 区公	確認結果
〇〇工区	②	手続確認済(搬出可能)

注) 結果区分が①の場合には、建設発生土ではなく汚染土としての取扱いとなる

建設発生土の搬出先確認結果

確認フローの結果を
監督員が記載

No	搬出先名称	確認結果	詳細
1	〇〇〇受入地	他法令許可等	採石法第33条の採取計画認可 登録番号●●県00000000号
2	〇〇〇道路改良工事	公共施設用地等	分類:道路 管理機関名:〇〇土木事務所
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			

※記載例は盛土規制法の区域指定
が行われていない場合

監督員が記載

- ・受注者は、本票を監督員と確認し、作成すること。

(受領書記載例)

(例：受入地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)

●●●建設(株)

責任者(※) ●●●殿

(受領先)

○○○受入地

責任者(※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設(株)
●●●建設工事(工事名)
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³(地山m³)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

(受領書記載例)

(例：中継基地の場合)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)

●●●建設(株)

責任者(※) ●●●殿

(受領先)

○○○受入地

責任者(※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○受入地
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設(株)

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設(株)
●●●建設工事(工事名)
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 一時堆積 第1種建設発生土●●●m³(地山m³)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条(管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者(監理技術者など)

(受領書記載例)

(例：工事間流用の場合)

令和●年●月●日

(搬出元：受注者)

●●●建設㈱

責任者 (※) ●●●殿

(受領先)

○○○建設㈱

責任者 (※) ○○○

土砂受領書

受領先の名称及び所在地 : ○○○建設工事 (工事名)
○県○市○町○番地○地内

受領した管理者の商号 : ○○○建設㈱

搬出元の名称及び所在地 : ●●●建設㈱
●●●建設工事 (工事名)
●県●市●町●番地●地内

土砂の搬出量 : 盛土利用等 第1種建設発生土●●●m³ (地山m³)

搬入が完了した日 : 令和●年●月●日

※ 「建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断基準となるべき事項を定める省令 第9条 (管理体制の整備)」により定める工事現場における責任者 (監理技術者など)